

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

さいたま東村山線	路線名
新座市野火止四丁目七七三番一―地先から同市野火止三丁目九四四番八地先まで	供用開始の区間
令和四年三月二十九日	供用開始の期日
平成二十一年十二月四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長七三八・八五メートル	備考